

一人一人が備えてこ！

防災力UP！鳥羽

vol.6

総務課防災危機管理室

☎ 11118

「ご存知ですか？ 11月5日は津波防災の日」

東日本大震災を教訓として、平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律」が施行され、「津波防災の日」が制定されました。1854年（安政元年）に起きた安政南海地震による津波の際の、「稲むらの火」という逸話にちなみ、同地震と津波の起きた日である11月5日が「津波防災の日」に定められています。

市では、例年「津波防災の日」の前後に、市内一斉津波避難訓練を実施しています。こういった機会に、改めて家庭や地域で、津波防災について確認をしましょう。



「稲むらの火」とは？

1854年（安政元年）11月5日に、紀州広村（現在の和歌山県広川町）は大きな地震（安政南海地震）とそれに伴う津波に見舞われ、大きな被害を受けました。

このとき村の郷土である浜口梧陵（当時35歳）が、逃げ遅れた村人が逃げる方向を見失わないように、道筋の水田の稲むら（稲束などを積み重ねたもの）に火をつけ、村人を高台の安全な場所に導きました。また、彼は、被災者用家屋の建設、農機具・漁具の配給を始め被災者の救済に尽力するとともに、私財を投じて高さ約5m、延長約600mの堤防を築きました。

こうした史実に基づいて物語が作られ、さらに小学生向けに書き改められた物語「稲

むらの火」は、昭和12年から10年間小学国語読本（5年生）に掲載されました。

「稲むらの火」は、浜口五兵衛という老人が、海が引く（※）のをみて津波の襲来を予測し、何も気づかない村人にこのことを知らせるため、稲むらに火をつけ、安全な場所に避難させたという話です。「稲むらの火」は実際の話とは異なっていますが、災害発生時には迅速に判断して行動することの重要性を唱えた話です。

※：津波の前に、引き潮が必ずあるとは限りません。地震の起こりかたや、震源付近の地形によっては、引き潮が起らないこともあります。



イコールパートナーシップ

Vol.112



結婚

市民課人権・生活係
☎ 1126

「結婚とは」と問われたとき、みなさんはどのように答えますか？

「嫁入り」という言葉があるように、女性が親の籍から出て、男性の戸籍に入り、男性の一家の一員となること、と思われるかたは少なくないのではないのでしょうか。

しかし、民法の定めによる「結婚」「婚姻」とは、男性と女性がそれぞれ親の籍からはずれて新しい戸籍を作ること、必ずしも女性が男性の戸籍に入ることだけを意味するわけではないのです。ではなぜ、女性が「男性の戸籍に入る」「お嫁に行く」という意識が私たちには強いのでしょうか？

理由をひもとく鍵は、明治民法で定められていた家族制度にあると考えられています。この家族制度では、同居する家族を一つの単位とし、

男性に家長としての権限が与えられていました。財産は長男のみが相続し、女性は財産を持つことが許されませんでした。このため、明治時代における「結婚」は「家」が重んじられ、財産を相続し「家長」となる男性に女性が「お嫁入り」する、といった意識が生まれました。

しかし、現代では男性が女性の家に「嫁入り」するケースや、夫婦別姓を選ぶかたなどがだんだん増えてきているそうです。

時代の流れは変わりつつあります。「結婚」という言葉の定義も一つではなく、夫婦の数だけさまざまな形が生まれているのではないのでしょうか。

